

【例外給付における確認依頼書の提出時期について】

Q 1 要介護認定が無くても、確認依頼書の提出は可能か？

A 1 認定申請日以降に作成する暫定ケアプランに、福祉用具貸与を位置付けるに当たり、要介護認定者と同様に、主治医の医学的所見及びサービス担当者会議等で、当該福祉用具の必要性が判断される場合は、確認依頼書の提出は可能です。

Q 2 認定更新・認定区分変更の申請時に、確認依頼書の提出は可能か？

A 2 A 1 と同様

※ 共通注意事項

- ① この手続きは、介護認定が確定する前に行われます。
そのため、非該当認定の場合や、認定確定前の資格喪失等の場合には、認定申請時に遡及して保険給付を受けることはできません（自費）ので、その旨を、利用者・家族に十分に説明してください。
- ② 「医師の医学的所見」については、認定申請時に手続きを行った場合、主治医意見書による確認ができません。
そのため、担当の介護支援専門員・担当職員（介護予防福祉用具貸与の場合）が聴取した居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載する医師の所見による確認する方法でも差し支えありません。
ただし、その場合にあっても、従来と同様、単に「電動ベッドが必要」という内容の聴取ではなく、i)～iii)までのいずれかに該当する旨を、医学的所見として主治の医師から聴取してください。
- ③ 「サービス担当者会議等」については、主治の医師から得た情報の他に、軽度者の状態像について助言が可能な、福祉用具専門相談員の参加（指定（介護予防）福祉用具貸与事業所）が必要です。
特に、平成25年4月から、指定（介護予防）福祉用具貸与事業所は、（介護予防）福祉用具貸与計画の作成・交付等が義務付けられましたので、連携を密に図ってください。